

令和7年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務 業務委託先募集要領

1 委託業務

令和7年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務

2 事業の趣旨

本市では、令和3年11月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略2021における交通事業者の取組を推進するため、市内を運行する鉄道・バス事業者による連携のプラットフォームとして「京都市公共交通ネットワーク会議」を組織し、利用者視点で公共交通の利便性向上や課題解決を図ることを目的に様々な取組を行っている。

本業務は、市内を運行する交通事業者が事業者の枠を超えて連携することにより、市全域での鉄道・バスの利便性向上や安心して利用できる環境の整備等を推進し、公共交通ネットワークの更なる連携強化を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

「業務委託仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨（上記2）を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (5) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 募集期間

令和7年4月18日（月）から令和7年5月2日（金）午後5時まで

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

1, 000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

支払いについては精算払いとする。

(5) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、様式1「プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）」及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階 京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：手塚、池田）

Tel (075) 222-3483 Fax (075) 213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（様式1） 1部

(イ) 応募資格を満たすことを証明する書類 1部
（会社案内、直近の決算書等）

(ウ) 企画提案書（任意様式） 6部

- ・ 様式・枚数は特に定めない。イラストやグラフ等を織り交ぜ、見やすく、理解しやすい資料となるよう留意すること。
- ・ 別紙「業務委託仕様書」を十分理解し、「8（2）審査基準」を参考に作成すること。
- ・ 実施方針（背景、問題意識など）及びスケジュールは提案書に必ず記載すること。
- ・ A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめ、社名を伏せること。

(エ) 業務実施体制（様式2） 6部

- ・ 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載すること。
- ・ 担当技術者は、実施する分担業務ごとに技術者を全て記載し、主たる業務を担当する技術者（1名）を明記すること。
- ・ 企画提案書の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載す

ること。

- ・ 記載様式は、様式2とする。

(オ) 予定技術者の経歴等 (様式3) 6部

- ・ 業務実施体制に記載された各技術者について、経歴等を記載すること。
- ・ 手持ち業務は、令和7年4月1日現在、京都市以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め全て記載すること。
- ・ 本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。
- ・ 記載様式は、様式3とする。

(カ) 見積書 (任意様式) 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和7年5月2日（金）午後5時

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局」へ持参又は郵送（提出期限必着）にて提出すること。

なお、持参する際は、あらかじめ来庁時刻の目安を電話で報告してから来庁すること。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4 応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、電子メールにより送付すること。

なお、電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

◆メール件名：【●●（質問者名）】京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務に関する質疑

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年4月18日（月）から令和7年4月24日（木）午後4時まで

オ 回答

令和7年4月28日（月）に歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

(ア) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案

内容について今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づき、「令和7年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、原則、書類審査で選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、ヒアリング審査を実施する場合がある。その旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

以下の項目について審査する（100点×審査員4人 計400点満点）。

評価項目	評価事項	配点	評価目安 A（配点×1） B（配点×0.8） C（配点×0.6） D（配点×0.4） E（配点×0）
企画提案内容	京都市・公共交通ネットワークの連携強化の趣旨及びこれまでの取組を十分理解した提案であるか。	10	A：非常に優れている B：優れている C：概ね妥当である D：一部妥当でない E：全く妥当でない
	各業務の実施手法について、それぞれ効果的で実現可能な提案であるか。	20	A：非常に優れている B：優れている C：概ね妥当である D：一部妥当でない E：全く妥当でない
	他社と比較し、強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか。	20	A：非常に優れている B：優れている C：概ね妥当である D：一部妥当でない E：全く妥当でない
スケジュール 実施体制	企画から実施におけるスケジュールが具体的に妥当なものか。	10	A：十分具体的で妥当 C：概ね具体的で妥当である E：全く具体的（妥当）でない
	仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか。	10	A：十分に確保できている B：確保できている C：概ね確保できている D：やや体制に不安あり E：体制に不安がある
業務実績	本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。	10	A：非常に高度な実績がある B：高度な実績がある C：多種の実績がある D：実績がある E：実績がない
見積経費	見積価格を相対的に評価する（※）。	10	
資格の有無	業務を統括する者が技術士（建設部門又は総合技術監理部門）又はRCCMの資格を有しているか。	5	A：技術士の資格を有している C：RCCMの資格を有している E：技術士又はRCCMの資格を有していない
所在地	本店、支店等の所在地が京都市内にあるか。	5	A：本店の所在地が京都市内 C：支店の所在地が京都市内 E：本店支店ともに京都市内にない
合計		100	

※ 見積金額の評価基準

A：最低金額以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×1/5）未満

B：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×1/5）以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×2/5）未満

C：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×2/5）以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×3/5）未満

D：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×3/5）以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×4/5）未満

E：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×4/5）以上、上限価格以下

※ 最低金額：各提案者から提出された見積価格の最低金額とする。ただし、提出された見積価格が667千円を下回るときは、最低金額を667千円とする。

※ 上限価格：「6（2）委託金額の上限」のとおり1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

（3）決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

（4）通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

9 スケジュール（予定）

令和7年4月18日（金）	公募開始
5月 2日（金）午後5時	各種提出書類の提出期限
5月 7日（水）以降	選定委員会による審査、業務受託候補者の決定・通知
5月中旬以降	契約締結

10 その他

- （1） 委託業務内容の変更や中止等を行う必要がある場合は、京都市と受託者で協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- （2） 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- （3） 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。
- （4） 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。